

様式第 17 号（第 20 条関係）

ひたちなか市指令第 5508 号

許 可 証

住 所 ひたちなか市
大字津田 2554 番地の 2
氏 名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

令和 7 年 10 月 16 日に申請のあった「一般廃棄物処理業」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地 及び名称	ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2 勝田環境株式会社
取扱廃棄物の 種類	一般廃棄物 剪定枝、刈草、幹、根、混合ごみ、一般ごみ、 不燃ごみ、ガラスくず、可燃ごみ、畳、断熱材、 廃蛍光管（破碎） 空き缶、ペットボトル（圧縮） 可燃ごみ、不燃ごみ、畳、断熱材（切断）
収集・運搬及び 処分の別	処分[中間処理（破碎・圧縮・切断）]
処 分 の 場 所	ひたちなか市大字高野字大房地 1966 番地 2、1966 番地 5、 1966 番地 6、1966 番地 7、 1967 番地 1、1967 番地 2、 1967 番地 3、1967 番地 4、 1967 番地 5、1967 番地 6
営 業 の 区 域	ひたちなか市及び他市町村
処 分 料 金	
営業許可期間	令和 7 年 10 月 24 日から令和 9 年 10 月 23 日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（市条例等を含む。）を遵守するほか、市長の指示に従うこと。

令和 7 年 10 月 29 日

ひたちなか市長 大 谷 明

